

中小企業信用保険法第2条第5項 第1号の規定による認定のご案内

取引先事業者の倒産等により売掛金債権等の回収が困難となり、経営の安定に支障を生じている中小企業者の資金を円滑にするため、信用保証協会の保険の特例を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に基づき区長が発行する認定書が必要です。

○ 認定条件

- 1 新宿区内に事業実態があること。
- 2 信用保証協会が指定する保証対象業種を営んでいること。
- 3 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 申請者が、当該申請の時点において法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(倒産事業者)に対して、50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権又は前渡金返還請求を有していること。
 - (2) 申請者の全取引額のうち、当該倒産事業者との取引額が20%以上であること。

○ 必要書類

- 1 認定申請書 1部
- 2 【認定条件3(1)に該当する方】

当該倒産事業者に対する売掛金や回収困難な額を確認できる資料
例) 取引先の支払通知書、売掛台帳、請求書等の写し

【認定条件3(2)に該当する方】
全取引額に占める当該倒産事業者との取引額が20%以上であることを確認できる資料
例) 得意先別売上帳簿、月別残高試算表等
- 3 【法人の方】
 - (1) 履歴事項全部証明書のコピー(発行日より3か月以内のもの) 1部
 - (2) 直近の法人税確定申告書及び決算書(確認後、返却します。)
※別表、勘定科目内訳書等附属書類を含む
※電子申告している方は受信通知を添付してください。

【個人の方】

 - (1) 直近の所得税確定申告書
※青色申告決算書・収支内訳書等附属書類を含む
※電子申告の場合は、受信通知を添付してください。

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課へご連絡ください。

○問合せ先 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館(BIZ新宿)4F
新宿区文化観光産業部産業振興課 ☎(3344)0702